

京都市告示第 580 号

公印を次のとおり廃止します。

令和 3 年 2 月 22 日

京都市長 門川 大作

名 称	廃 止 年 月 日	印 影	用 途
文化市民局地域自治推進室専用京都市区長印 2 号	令和 3 年 2 月 23 日	 18 ミリメートル 平方	区役所市民窓口課, 区役所支所市民窓口課及び区役所出張所において所掌する証明に係る事務
自動車臨時運行許可専用京都市長之印第 2 号	令和 3 年 2 月 23 日	 21 ミリメートル 平方	文化市民局地域自治推進室における自動車臨時運行許可に係る事務

(文化市民局地域自治推進室)